

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

5年6月26日

島根県知事

殿



提出者

住 所 島根県松江市東津田町1196-7

氏 名 日本道路株式会社山陰営業所

所 長 青 木 孝 仁

電話番号 0852-67-3216

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社 山陰営業所
事業場の所在地	島根県松江市東津田町1196-7
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築工事業 [0611]
②事業の規模	158,957万円 建設業：元請工事
③従業員数	15名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類(アスファルト・コンクリート塊)→中間処理施設において破碎し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。 自社の中間処理施設や再生処理事業業者に委託して、再生砕石として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境管理責任者

支店長

安全環境品質部長

中国支店環境委員会

山陰営業所長

安全環境課長

作業所長

環境担当責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（ 2022年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
排出量	2,491 t	20 t

（これまでに実施した取組）

中間処理施設にて破砕し再生利用する

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	
排出量	500 t	t

（今後実施する予定の取組）

中間処理施設にて破砕し再生利用する

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

がれき類、汚泥は分別するとともに他の廃棄物が混入しないようにする

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

上記内容を実施予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特に実施予定無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	250 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自社の中間処理施設を優先して処理をする		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施例無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全 処 理 委 託 量	2, 491 t	20 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	20 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	2, 491 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託先処理業者は現地確認を実施して産業廃棄物を委託できる許可業者リストを作成し、優良認定処理業者を優先に委託する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全 処 理 委 託 量	2 5 0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2 5 0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物を委託できる許可業者リストから可能な限り優良認定処理業者を優先に委託する。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。